

船橋市遊泳用プール指導要綱

第1 目的

この要綱は、遊泳用プール及び付帯施設等の構造設備、維持管理等について環境衛生上必要な事項を定め、もって公衆衛生の増進を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において「遊泳用プール（以下「プール」という。）」とは、水をためて複数人に水泳をさせる施設であって、その容量がおおむね100立方メートル以上のものをいう。

第3 適用除外

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）に設置するプールについては適用しない。

第4 設置手続

- 1 プールを設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第1号様式）を船橋市保健所長（以下「保健所長」という。）に届け出ること。
 - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 管理責任者の所属及び氏名
 - (3) プールの名称及び種別
 - (4) プールの所在地
 - (5) プールの構造設備の概要
- 2 前項の規定によりプールを設置した者（以下「設置者」という。）は、前項の届出事項に変更があったときは、速やかにその旨を記載した届出書（別記第2号様式）を保健所長に届け出ること。
- 3 設置者は、当該プールの使用を休止し、又は廃止したときは、速やかにその旨を記載した届出書（別記第3号様式）を保健所長に届け出ること。

第5 管理責任者と衛生管理者

- 1 設置者は、プールの安全かつ衛生的な維持管理及び運営を確保するため、管理責任

者をおくこと。

- 2 設置者は、プールにおける安全と衛生的な維持管理の実務を行わせるため、衛生管理者をおくこと。衛生管理者は、プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を有するものを充てること。
- 3 管理責任者と衛生管理者は同一の者が兼ねることができる。
- 4 1 から 3 までの規定にかかわらず、設置者が、自らプールの管理を行うことができる場合にあっては、この限りではない。

第 6 施設基準

1 プールの構造設備

(1) プール本体

- ① 不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。
- ② 遊泳者の見やすい場所に水深を明示すること。

(2) プールサイド及び通路

- ① プール本体の面積に対し、利用に十分な広さを有すること。
- ② 不浸透性材料を用い、滑りにくい構造とし、排水溝又は排水口に向かって適当な勾配とすること。

(3) 給水設備

給水設備（水飲み場、洗浄設備等を含む。）の配管工事は、他系統の水が混入するおそれがないようにすること。

(4) 排水設備

- ① 排水管末には、十分な排水口空間を設けること。
- ② 排水口は、うず巻作用により吸い付けられない構造とし、その防護柵は堅固な金網、鉄格子等を用い、容易に脱着出来ないよう固定すること。

(5) 浄化設備

- ① 循環ろ過方式とすること。
- ② プールの全容量に対し、1 時間あたり 6 分の 1 以上の処理能力を有し、遊泳者数が最大時においても浄化の目的が達せられるよう十分な能力を有すること。

ただし、夜間に、浄化設備を停止するプールにあっては、1 時間あたり 4 分の 1 以上の処理能力を有すること。

③ 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が0.5度以下であること(0.1度以下が望ましいこと。)

また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。

④ 循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行い浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。

(6) 消毒設備

① プール水の消毒は、原則として、塩素又は塩素剤(以下「塩素剤」という。)を用いて連続注入式とすること。

② プール水中の残留塩素濃度(二酸化塩素を消毒に用いる場合にあっては、二酸化塩素濃度。以下同じ。)が、均一となるよう注入口数及び位置を定め、有効な消毒効果が得られるように措置すること。

③ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式とすること。

④ 前二号にオゾン発生装置を併設する場合には、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式とすること。

(7) オーバーフロー水再利用設備

① 再利用する場合には、オーバーフロー水に排水及び床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。

② 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設ける場合であって、そのオーバーフロー水を再利用する場合は、当該オーバーフロー水の循環系に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

2 付帯設備

(1) 洗浄設備

① シャワー等の洗浄設備を設けること。

② 洗浄設備は、更衣室及び便所からプールに至る途中に設置し、通過式洗浄設備とする。

(2) 更衣室

① 男女別に設け、双方及び外部から見通すことができない構造とすること。

② 遊泳者の数に応じた適当な広さと衣類等を衛生的に保管できる設備をすること。

(3) 便所

① 遊泳者の数に応じた必要な数の便器及び手洗器を設け、原則として、水洗式の構造とすること。

② 床は不浸透性の材料を用い水が滞留しない構造とすること。

(4) 洗面設備、洗眼設備及び水飲み場

遊泳者の数に応じて必要な数の水栓を設けること。

(5) くずかご

プールサイド、更衣室、休憩室、観覧席等に適当な数を備えること。

(6) 照明設備

屋内プール又は夜間使用する屋外プールは、プール及びプールサイドの照度が100ルクス以上になるよう照明設備を設けること。

ただし、他の方法によりプール内及びプールサイドの安全措置が講じられている場合はこの限りではないこと。

(7) 換気設備

屋内プールは、適当な換気設備を有すること。

(8) 救護設備

救急措置に必要な器材、医薬品等を備えること。

(9) 機械室（浄化設備、消毒設備等を有する部屋をいう。）

機械室は、管理しやすい場所に設置し、従事者以外の者がみだりに立ち入ることができない構造とすること。

3 その他の設備

(1) 休憩所

遊泳者用の休憩所は、プールサイドとは区画すること。

(2) 観覧席

観覧席を設ける場合は、その出入り口を遊泳者用と区別し、プールサイドとは区画すること。

(3) 採暖室及び採暖槽

採暖室及び採暖槽を設ける場合には、衛生的な管理ができ、かつ衛生的に使用できる構造設備とすること。

第7 管理基準

1 プール設備、付帯設備及びその他の設備

プール使用期間中は、使用に適する状態を維持するほか、次に掲げる事項について管理すること。

(1) プール設備

- ① 排水設備、浄化設備、消毒設備及び防護柵は、定期的に保守点検を実施すること。
- ② 循環ろ過装置、集毛器、配管などは、生物膜除去のために適切な頻度で清掃等を行うこと。
- ③ 夜間等に、浄化設備を停止するプールにあつては、レジオネラ属菌の検査を行うよう努めること。

(2) 換気設備

室内プールにおける空気中の炭酸ガス濃度は、0.1 パーセントを超えないように保持すること。

(3) その他の設備

- ① 更衣室、休憩室等は、そ族昆虫の防除を行い常に衛生の確保に努めること。
なお、水着、タオル等を利用者へ供与する施設にあつては、常に消毒及び乾燥処理を行ったものを供与すること。
- ② 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は、水温が比較的高めの設備については、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成 15 年 7 月 15 日付け厚生労働省告示第 264 号）等を参考の上適切に管理すること。その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年 1 回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。
- ③ 採暖槽にあつては、遊離残留塩素濃度 0.4mg/l 以上を確保すること。また、毎日水を全量交換し、槽内を清掃することが望ましいが、循環ろ過装置を設置する場合には、機械は常時運転させ、適当な頻度（おおむね 1 週間に 1 回以上）で水を交換し、循環ろ過装置、集毛器、配管などは、生物膜除去のために適切な頻度で清掃等を行うこと。
- ④ 採暖室にあつては、温度管理に留意し、タオル等を敷いたままにせず、床等に水が溜まることのないよう管理し、清掃、消毒を毎日行うこと。

2 プール水の管理

- (1) 浮遊物等を除去することにより、プール水を第 8 水質基準に定める水質に保つこと。

- (2) 浄化設備及び消毒設備は、常時運転し、ろ材の逆洗及び塩素剤の注入等 を適切に行うこと。
- (3) プール水は、常に消毒を行うこと。
- (4) プール水の温度は、原則として 22℃以上とすること。
- (5) 入換え式のプールは、利用状況及びプール水の量に応じ適時換水するとともに清掃を実施すること。

3 塩素剤等の管理

プール水の消毒に使用する塩素剤は、その使用量、使用方法及び保管方法を適正に行うこと。

また、測定に用いる試薬及び測定機器等についても、適切に管理し、その機能の維持について十分注意すること。

4 供給水（プール原水を除く。）の管理

洗面設備、洗眼設備、上がり用シャワー等に供給する水は飲用に適する水質とすること。

第8 水質基準

1 水素イオン濃度は、pH 値 5.8 以上 8.6 以下であること。

但し、消毒剤の効果を低下させないためには pH7 程度が望ましく、また、高くなった場合には補給水量を増やすことによって調整することが望ましいこと。

2 濁度は、2 度以下であること。

3 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/l以下であること。

4 大腸菌は、検出されないこと。

5 一般細菌は、200CFU/ml以下であること。

6 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね 0.2mg/l以下が望ましいこと。

7 消毒について

(1) 遊離残留塩素濃度は、0.4mg/l以上であること。また、1.0mg/l以下であることが望ましいこと。

(2) 二酸化塩素による消毒を行う場合は、プール水の二酸化塩素濃度は 0.1mg/l以上 0.4mg/l以下であること。

また、プール水の亜塩素酸濃度は 1.2mg/l以下であること。

8 採暖槽あるいはエアロゾルを発生する装置がある場合及び浄化設備、消毒設備を夜間等に停止させるプールにあってはレジオネラ属菌を検査し、検出されないこと。

9 採暖槽等の水質は、プールの水質と同等以上が望ましいこと。

第9 水質検査

1 採水場所

長方形のプールでは、プールの内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20センチメートル及び循環ろ過装置の取り入れ口付近を原則として採水すること。その他の形状のプールでは、これに準じ、プールの形状に応じ、適切な地点を選び行うこと。

2 検査項目及び回数

(1) 日常検査

項目	回数
色及び濁り	1時間毎に1回以上
水温	
残留塩素（二酸化塩素、亜塩素酸）	使用開始前及び1時間毎に1回以上
水素イオン濃度（pH値）	1日に1回以上

(2) 定期検査

項目	回数
水素イオン濃度（pH値）	使用開始前及び1月毎に1回以上
濁度	
過マンガン酸カリウム消費量	
一般細菌、大腸菌	
残留塩素（二酸化塩素、亜塩素酸）	

(3) 暫定目標等の望ましい検査回数

項目	回数
総トリハロメタン	年1回以上 季節プール 6月から9月 通年プール 水温の高い時期

レジオネラ属菌	採暖槽あるいはエアロゾルを発生する設備及び浄化設備、消毒設備を夜間等に停止させるプールにあっては、おおむね1年に1回以上
---------	--

第10 遊泳者の管理

- 1 遊泳者への心得（別添例示）を見やすい場所に掲示する等周知を図ること。
- 2 設置者又は管理責任者は、適宜休憩時間を設けること。
- 3 設置者又は管理責任者は、遊泳者の健康を害するおそれがあるときは、直ちに遊泳を禁止するとともに関係者への周知等適切な措置を講ずること。

第11 従業者の教育

設置者、管理責任者又は衛生管理者は、プールの衛生的管理に関することについて、従事者教育を徹底すること。

第12 報告及び保健所長の要請

- 1 設置者は、プールに起因する疾病が発生したときは、速やかにその旨を保健所長に報告すること。
- 2 保健所長は、公衆衛生上必要と認めるときは、設置者に対し、報告を求めることができる。
- 3 設置者は、前項の規定による要請があったときは、これに応じなければならない。

第13 管理体制の整備

設置者又は管理責任者は、次の事項を整備すること。

- 1 管理を行うために必要な構造図、配管系統図面等、主要な図面及び検査機器等を整備保存すること。
- 2 プール施設の点検、修繕、清掃、遊泳者数、水質検査結果、疾病発生状況等を記録する日誌を備え、3年間保存すること。
- 3 その他適正な管理運営を図るために必要な事項。

第14 検査

- 1 保健所長は、必要と認める場合は、その職員をしてプールの構造設備、必要な帳簿

書類等を検査させるものとする。

2 前項の職員は、環境衛生監視員の身分を有するものとする。

第15 改善勧告

保健所長は、この要綱に定める規定に適合しないと認められるときは、期間を定めて公衆衛生上必要な措置を取るべきことを勧告するものとする。

第16 委 任

この要綱の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

要綱第6、1、(5)、③、④については平成15年5月31日までの間は適用しない。

附 則

この要綱は、平成16年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 12月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 10月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年 10月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年 1月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

別記

(第1号様式)

プ ー ル 設 置 届

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

〔 法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

遊泳用プールを別紙のとおり設置しますので、遊泳用プール指導要綱第4第1項に基づき届け出ます。

(注)

別紙（プール台帳）は、プール水面ごとに添付すること。

別記

(第2号様式)

プ ー ル 変 更 届

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

〔 法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

遊泳用プールを下記のとおり変更しましたので、遊泳用プール指導要綱 第4第2項に基づき届け出ます。

記

1 プールの名称

2 プールの所在地

3 種別

4 変更事項

(旧)

(新)

5 変更年月日

年 月 日

(注)

添付書類 構造設備の場合は、その構造図等

別記

(第3号様式)

プ ー ル 休 止 (廃 止) 届

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

(法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名)

電話番号

遊泳用プールを下記のとおり休止（廃止）しましたので、遊泳用プール指導要綱第4第3項に基づき届け出ます。

記

1 プールの名称

2 プールの所在地

3 種 別

4 プールの休止（廃止）の理由

5 プールの休止（廃止）の年月日

(1) 休止年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 廃止年月日

年 月 日

遊泳者心得（例示）

- 1 かぜ、眼疾、その他感染性の病気にかかっている人や、下痢等の症状のある人は泳いではいけません。
- 2 飲酒者や付添人のない老人、幼児、衰弱者等は泳いではいけません。
- 3 泳ぐ前に放尿し、鼻をかみ、体の各部をよく洗い、化粧等は落としましょう。
- 4 水着等は、よく洗った清潔なものを用いましょう。
- 5 プール内やプールサイドでは手鼻をかんだり、つばを吐いたり、放尿してはいけません。
- 6 プールサイドでは、はき物を使用したり、飲食してはいけません。
- 7 他の利用者に迷惑をかけるようなことをしたり、他人の迷惑になる物品や動物を持ち込んだりしてはいけません。
- 8 水を飲むときは、必ずうがいをしてから飲みましょう。
- 9 泳ぎ終わったら必ず目を洗い、うがいをし、シャワーで体の各部をよく洗いましょう。